

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	令和 5 年 2 月 7 日	支出額	4,950 円
			按分率 5,500 円 × 90%

使 途	7	産業廃棄物処理代(1月分)
		※項目番号

領収書等貼付欄	③産業廃棄物処理代(1月分) ⑤ 鈴木正人 支払先 → 大村商事株式会社
---------	---

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6	05-02-07 .送金	*5,500	ATM 才払ラヨウシ	
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

整理番号 **290**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年2月9日	支出額	180 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	馬車料金 (事務所用)		

領収書等貼付欄

24 Times 駐車券↑
タイムズ24株式会社
 久喜駅西口第2
 駐車場
 0120-70-8924

23-02-09 1-0021
11:22

精算02-09 11:50
 駐車時間 28分
 駐車料金 200円
 割引 0円
領収書

前払 0円
 現金 200円
 釣銭 0円
 NO. 164250

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

付しないこと。
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 号(枝番)を付すこと。

$200 \times 0.9 = 180$
 政務活動費に使用可
 9/10 あおひめ

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 75

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1. 調査研究費 2. グループ活動費
	【広報・広報活動費】
	3. 広聴費 4. 要請・陳情等活動費 5. 広報費
	【経常的経費】
	6. 人件費 ⑦ 事務所費 8. 事務費
	9. 資料購入・作成費 10. 交通費

支出年月日 R5年2月15日	支出額 90,000 円
----------------	--------------

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途 政務活動事務所 賃料 2月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050215	0669210	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
7977		***
時 刻	税込手数料	お取引金額
09:22	¥330*	¥100,000*
お取扱いで ない場合	残 高	***

ご案内 お振り込み先は	*****	
[Redacted]		
ご依頼人は オカムラ リコ様		

見直すこと

政務活動事務所
賃料 2月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所・更新)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡村 ゆり子 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所在地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建ての2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年 月	平成20年1月
	面 積	63.74㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年11月1日 から 令和7年10月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年11月引渡し済み

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000 円	敷 金	200,000 円 (賃料2ヵ月分)
家 財 保険料	借主で加入		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで (振込手数料は借主負担)		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	XXXXXXXXXX
	(自 宅)TEL	XXXXXXXXXX
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	XXXXXXXXXX

整理番号 286

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年2月17日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄	
<p>車内ダッシュボード上の 見え易い位置に置いてください。</p> <h3>パーキングチケット</h3> <p>1日間</p> <p>車番 XXXXXXXXXX</p> <p>2月18日 午前</p> <p>11:30 まで駐車できます。</p> <p>-----切り取り線----- 駐車料金領収書 駐車可能時間 24時間 駐車料金 400円 投入金額 1000円 払出金額 600円 受領金額 400円 2023年 2月17日11時31分発行 チケットパーク久喜南</p>	<p>⑤ 無所属県民会議 久喜支部</p> <p>ないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (枝番)を付すこと。)</p> <p>400 × 0.9 = 360 政務活動費に使用済み割り合 9/10 であるため。</p> <p>使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ っていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 すること。</p>

整理番号 515

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年2月24日
支出額	4,797 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $5,330 \times 0.9 = 4,797$ $5,000 + 330 = 5,330$ 振込手数料)
使途	政務活動用車両駐車場代金
支出先	領収書紛失の為

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡重夫 印

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 岡重夫 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が所有する駐車場の指定する区画 (以下、「本件駐車場」という。)を、乙所有の自動車の駐車場として本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

(1)駐車場の表示 所在地:南埼玉郡宮代町宮代2丁目100-1 (月極駐車場No.2)
区画番号: [REDACTED] 番

(2)乙所有の自動車 車種: スズキ トヨタ トヨタ
アルファード 70リクス
登録番号: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(賃料)

第2条 賃料は、1台当たり月額5,000円 (消費税含む)とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振り込み手数料については乙の負担とする。

【振込先口座】 [REDACTED]

【口座名義人】 [REDACTED]

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和 4年 2月 / 日から1年間とする。ただし、期間満了の際、甲乙の間に異議がない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第4条 乙は、本件駐車場を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(通知義務)

第5条 乙は、第1条に記載した自動車を変更するときは、甲に書面等により通知しなければならない。

(賠償責任)

第6条 乙又は乙の関係人の故意または過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動

車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故、火災・天災等による事故被害に対しては、甲は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 第4条に規定する禁止事項に違反したとき

(解約)

第9条 甲および乙は、契約期間中において、相手方に対し2か月前までに解約の通知をし、本契約を解約することができる。ただし、乙は、解約の通知に代えて2か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(定めのない事項)

第10条 全各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 / 月 27 日

住所	_____
賃貸人(甲)	
氏名	_____
連絡先	_____
住所	南埼玉郡宮代町宮代3-5-17-102
賃借人(乙)	
氏名	岡重夫
連絡先	_____ (担当 _____)

整理番号 215

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和5年2月24日	支出額	149,468 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃・3月分 (事務所費166000 + 75(振込料) × 90% = 149468)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部
事務所家賃 振込先 (株)横田ハウジング 埼玉縣信用金庫 深谷支店 フ0800031 振込人名義 エハラクミコ	
振込日	2023/02/24
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	埼玉縣信用金庫
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0800031
お受取人名	カ) ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	75 円
※ ①発行日、②金額、③振込先、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

賃貸借契約書(更新)

令和 4 年 3 月 7 日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
 賃借人 (乙) 江原 久美子
 連帯保証人 (丙)
 敷金 450,000 円 更新料 1ヶ月 更新事務手数料 _____
 新契約期間 令和 4年 4月16日から 令和 7年 4月15日迄
 新家賃 138,888円+税 共益費 2,777円+税
 駐車場 4,629円+税 駐車場2台目 4,629円+税 水道代 _____
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成31年 4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8
 氏 名 株式会社横田ハウジング
下記と異なる場合は訂正後、ご記入ください。連絡先はご記入ください。

賃借人(乙) 住 所 Y's Precious I 101号室 連絡先携帯番号 _____
 氏 名 江原 久美子
連帯保証人欄は本人直筆でご記入ください。

連帯保証人(丙) 住 所 _____ 連絡先TEL _____
 氏 名 _____ 印

※賃料振込先※

口座番号NO _____

(株)横田ハウジング

〒366-0052

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

代表取締役 横田 政弘

TEL 048-575-0333

FAX 048-575-0330

【更新通知書兼請求書(個人契約)】

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております賃貸借契約の契約満了日が近づいて参りました。

令和4年4月15日までにお手続き頂きますようお願い申し上げます。

同封の賃貸借契約書(更新)と更新時内容確認書にご記入・ご捺印の上、請求書、ご印鑑と一緒にご持参下さい。

連帯保証人様のご印鑑は実印でお願い申し上げます。

物件名	Y's Precious I	101号室
契約満了日	令和4年4月15日	
新契約期間	令和4年4月16日 ~ 令和7年4月15日	3年間

更新時費用等	項目	金額	消費税
	更新料	138,888円	13,888円
	家財保険料	28,000円	-
		-	-
		-	-
	小計①	166,888円	13,888円

更新時費用総額

180,776円

契約内容	項目	現在の契約内容		更新後の契約内容	
		金額	消費税	金額	消費税
	賃貸料	138,888円	13,888円	138,888円	13,888円
	共益費	2,777円	277円	2,777円	277円
	駐車料	4,629円	462円	4,629円	462円
	駐車料 2台目	4,629円	462円	4,629円	462円
	値引き	-	-12円	-	-12円
	合計	166,000円	-	166,000円	-

【更新料振込先】



※なお、退出なさる場合は、お申し出から1ヶ月分の賃料が発生しますのでご了承ください。

※連帯保証人様を変更なさる場合は、保証人様の印鑑証明を1通ご用意下さい。

※解約日が更新満了を過ぎる場合は、日数にかかわらず更新料が発生致します。

【定休日】 毎週水曜日 第1・第3木曜日

【営業時間】 9:30~18:30

整理番号	156
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和5年 2月24日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	--

使途	事務所費 ・事務所賃借料 3月分 (¥88,000+¥660送料)
----	---

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

③事務所賃借料.3月分

店番 普通預金口座番号

リール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [REDACTED] 様

普通預金 (兼総合口座) 〇〇〇〇〇〇

05-02-24	送金	*88,660	[REDACTED]
----------	----	---------	------------

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができず予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

貸主 ██████████ (以下「甲」という) と、借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、甲の所有する建物の室の賃貸借に関し、以下のとおり契約する。

第1条 (目的)

甲は、その所有する下記物件 (以下「本件物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

<物件の表示>

所在 朝霞市本町二丁目1番1号野口ビル1階101号室

第2条 (使用目的)

乙は、本件物件を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件物件を現状のまま使用するものとし、本物件に造作の設置その他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項にもとづき造作の設置その他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件物件を原状に復しなければならない。

第3条 (契約期間)

契約期間は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間とし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからの通知がない限り、自動延長するものとする。

第4条 (賃料)

賃料は月額80,000円 (税別) とし、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。

第5条 (禁止事項)

乙は、本件物件を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を第三者に譲渡しもしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第6条 (契約解除)

乙に次の各号に該当する事由が発生したときは、甲は、何らの

催告なしに、本契約を解除することができる。

- ② 賃料の支払いを3カ月以上怠ったとき
- ② 第5条の禁止事項に違反したとき
- ③ その他本契約の条項に違反し、甲乙間の信用を著しく害したとき

第7条（明渡し）

本契約が終了したときは、乙はただちに本件物件を原状に復したうえで甲の立ち会いを求め、本件物件を明け渡す。

第8条（解約）

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその3カ月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年5月1日

甲（住所）

[Redacted]

（名称）

[Redacted]

乙（住所）

朝霞市田島 2-15-91

（名称）

醍醐 清 [Redacted]

整理番号 157

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年2月24日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所費・駐車場賃借料 3月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③駐車場賃借料.3月分

リテール口座「くらしの通帳」
普通預金 (兼総合口座)
 05-02-24 送金 *33,220 カリカイトウ(カ)

店番 普通預金口座番号
 埼玉りそな銀行 [REDACTED] 様

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島 2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
(以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日 迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市 田島 2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
宅地建物取引士
登録番号

整理番号 519

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>5年 2月 27日</p>
<p>支出額</p>	<p>57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃</p>
<p>支出先</p>	<p>[Redacted]</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

岡 重夫

印

第5回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也（無利息の約定）

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議
白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃借料を
以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2022年9月1日より2025年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に 関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。
- 第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は 完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還する こと。
- 第10条 （ 特 約 条 項 ）
- ・ 家賃振込先：XXXXXXXXXX
 - ・ 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
 - ・ 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
 - ・ ガスは乙側の業者とする。
 - ・ 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
 - ・ 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2022年8月10日

貸貸人(甲) 住所 _____

氏名 _____ (印)

貸借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1 _____

氏名 無所属県民会議白岡支部 岡重夫 _____ (印)

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ (印)

仲介人 住所 〒349-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1 _____

氏名 有限会社 田口住宅 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 _____ (印)

取引主任者 登録番号 _____ (印)

整理番号 520

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月7日	支出額	5,000 × 0.9 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動用車両駐車場代金 (白岡事務所)
-----	----------------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 口座番号



無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

- ・政務活動用車両駐車場代金(白岡事務所)
- ・パーキング全体管理組合



RESONA

13			
14			
15			
16			
17	05-02-27	振替	*5,000 SMBC(かりん)
18			
19			
20			

(別紙には発注番号(捺印)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規則で定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

(1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき

(2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき

(3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき

(4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき

(5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき

(6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき

(7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき

(8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに応ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月が経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

以上

522 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年2月27日	支出額	57,330 × 0.85 48,731 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

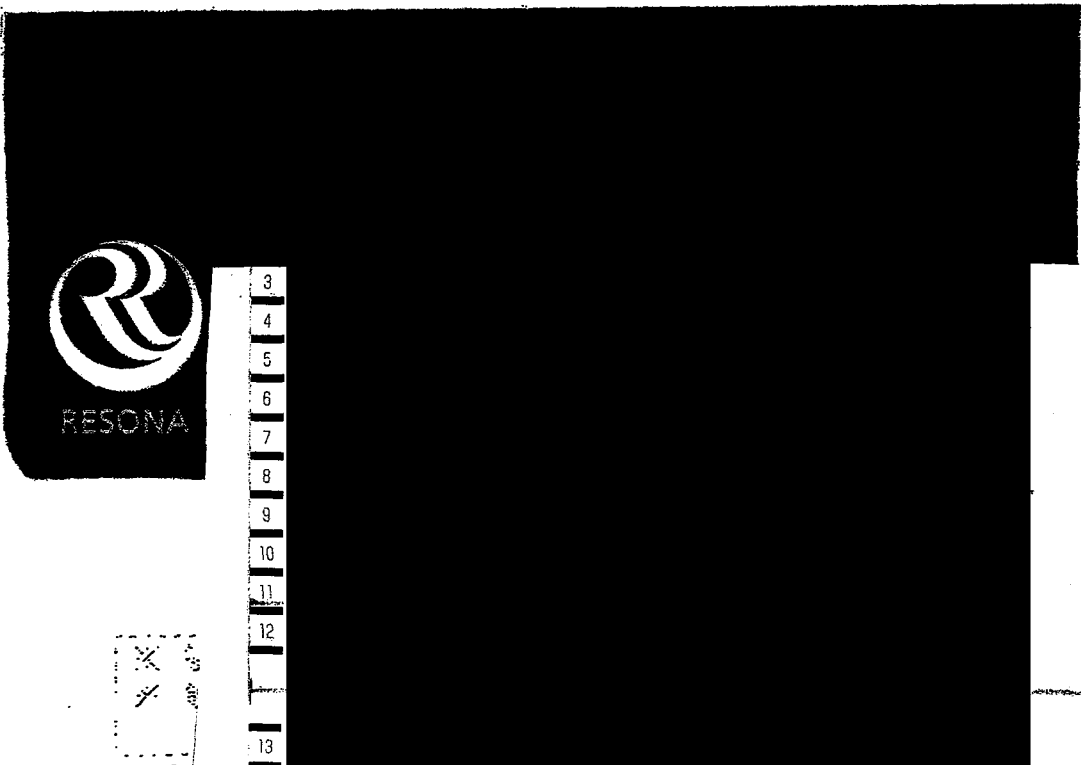
使途	事務所家賃 (宮代事務所)
----	---------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議 ・事務所家賃(宮代事務所)

店番 普通預金口座番号
 リソナリテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行

普通預金 (兼総合口座)

重夫様



RESONA

- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16

※ 領収書等には、①
うな記載)、④発行者
※ 按分した場合は、種

05-02-27 .振替 *57,330 SMBC(わん)(セ-7

かるよ
と)。

事業用賃貸借契約書(事務所)

385-0823

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号	
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1	
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建	
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月
面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)		
附 属 施 設	✓		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用

頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	✓		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	✓		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー㈱ 連帯保証人无プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
管理業者	商号又は名称	株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13-13	TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED])	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
	会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に参加するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに参加する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーテーション一部撤去費やコンセント増設工

事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。

- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
- ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
- ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
- ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
- ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合があり、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
- ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
- ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
- ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
- ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
- ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
- ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
- ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
- ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
- ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主・甲	〒 [REDACTED]	
	氏名 [REDACTED]	
借主・乙	〒 349-0217 埼玉県白岡市小久喜625-1 N-9 白岡 B棟 206	
	氏名 岡 重夫	TEL 0480-93-5671 携帯 [REDACTED]
保証会社	㈱日本セーフティーの保証システムを利用する。	
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [REDACTED]	
	氏名 [REDACTED]	続柄 [REDACTED] TEL [REDACTED] 携帯: [REDACTED]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴木ホーム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話	048-754-7111	電話	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	141
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2023年 2月27日	支出額	67,470 円
使 途	事務所家賃(3月分として) (有)シゲノ		[74,967×90%=67,470]

領収書等貼付欄

平成29年手数料 330円

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。)

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
050227	028	01	0012	
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容		手数料	お取引金額	
お振込			¥74,967	
お取引時刻		お取引後残高		
08:58		おつり ¥33		
武蔵野銀行 新座南支店 普通 口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ 様 依頼人 ヒラマツタ"イスケシ"ムシヨ 様 振込日 05-02-27 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330				
0227001				印紙税申告納付につき大宮 税務署承認済

<ご注意>
 ◎暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

令和5年3月分
事務所家賃として

⑤ 平松大佑

更新合意契約書 (1)

有限会社 シゲノ (以下「甲」という)と 平松 大佑 (以下「乙」という)との間に
締結した物件表示の賃貸借契約書(以下「原契約」という)に関し、次の通り更新合意書を締結する。

物件 詳細	物件名	野島マンション		103	号室
	所在地	〒 352-0034	埼玉県新座市野寺2-8-48		
	貸主	有限会社 シゲノ	TEL	042-479-6414	
	構造	RC	3	階建	

第一条 原契約に基づく月額賃料を 令和 3 年 5 月 1 日
から以下の通り変更する。

契約期間				
開始日	令和	3 年	5 月	1 日 ~
満了日	令和	5 年	4 月	30 日 まで

月 額 賃 料	家賃	54,500	円	町内会		円
	消費税	5,450	円	その他		円
	駐車場	14,687	円	その他		円
	水道料		円	合計	74,637	円

第2条 入居者は原契約とおりとする。

第3条 本合意書に定めのない事項は、原契約とおりとする。

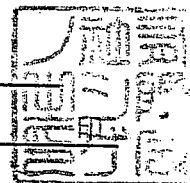
第4条 更新料は新賃料のヶ月分とする。

以上、この合意書を証するため本書3通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

令和 3 年 4 月 15 日 記入

甲 住所 埼玉県新座市野寺2-8-48

氏名 有限会社 シゲノ



乙 住所

氏名 平松大佑

TEL

仲介人 〒203-0014 東京都東久留米市東本町13-14
みなみかぜ
東京都知事(1)第101223号
TEL 042-420-4622 FAX 042-420-4623



整理番号 234-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年2月27日
支出額	10,193 円 13,200 + 390 = 13,590 (保証料) (按分した場合の積算方法 13,590×75%=10,193)
使 途	来客用駐車場代(2月分)
支 出 先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ヴェーテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
敷金_駐車場		¥15,000	駐車場	¥13,200
契約時支払済			月額費用	
契約期間	2022年04月01日 から 2023年03月31日 まで			
更新料	なし		更新事務手数料	なし
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。			

■ 駐車対象車両

車種	トヨタ コーラ	色	白
登録ナンバー			

契約締結日 2022 年 04 月 01 日

賃貸人(甲)	氏名		印鑑不要
	住所		
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 桃子	●
	住所	戸田市 本町 1-21-8-1F	
	電話番号	048-235-5358	
連帯保証人 (丙)	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		
	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 借借人につき2020年4月1日より [] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧貸借券である [] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 貸借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本借借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約においては、解約時原状回復費用算出の際、
契約期間は [] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧借借人である金野桃子及び [] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

以下余白

駐車場

CB020020140C

No.

自動車駐車契約書

..... (以下「甲」という。)と..... (以下「乙」という。)とは、.....
敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するため.....駐車場運
 営細則 (以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号
 車両所有者名 桃子
 車両使用者名 桃子
 駐車区画

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、.....

.....管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地震、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問はず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲（借主）

乙（貸主）

理事長

整理番号

169

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和 5年2月8日	支出額	85,318円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 (令和5年2月分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(技番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798×0,9=85,318

政務活動に使用する割合が 90%であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 168-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月28日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R5.3月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R5.3月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
40475	05-02-28	10:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬貨)
万円 千円 千円			電信

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 280003

印紙税申告納
付(りそな)補和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

168-2

預り金
3万円以上
(借主保管
用紙付)
200円印紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 号

車種 プレートナンバー

賃料 壹ヶ月 金 8,000- 円也

金 金 円也(無利息の約定)

(うち消費税 円也)

特約条項

弘銀銀行振込

銀行名

名義人

口座番号

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成 30年 1月 1日より平成 30年 12月 31日迄の向う 1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。**解物の中心が入がない場合は、自動的に契約更新できず**
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する。

平成 29 年 12 月 28 日

貸主(甲) 住所 電話

氏名

借主(乙) 住所 東松山市正代1179

氏名 松坂喜浩

仲介人 住所

氏名 印

取引主任者 住所

氏名 印

登録番号

整理番号 169-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年2月28日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R5. 3月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R5. 3月分 (事務所来客者用)

11,000円 × 90% = 9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	05-02-28	10:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリソナ		
	ヒカツマツヤマ		
	普通 4502906		
	カ) サファイアトウサツ様		
ご依頼人	登録番号 0003		
	マツザカ ヨウヒロ様		
電話番号			印紙税申告納
取扱番号 280026			付いた補和
			税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

169-2

駐車場使用契約書 (第4回更新)

貸主 〇〇〇 (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場名称	東松山市箭弓町1丁目5251-1
指定場所	No. 〇〇

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	トヨタ 777
登録番号	〇〇〇〇〇〇

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 11,000 円 (内消費税 1,000 円)
敷金	金 10,800 円 (継続)

支払期間: 毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法	金融機関: 〇〇〇〇〇〇 口座番号: 〇〇〇〇 No. 〇〇〇〇〇〇 口座名義人: 〇〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇〇〇
------	---

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇
管理業者	商号又は名称 株式会社三菱不動産 所在地 東松山市箭弓町1丁目1番4号 TEL 0493-22-8118 ()第 〇 号

賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 〇〇〇〇〇〇 (国土交通大臣()第 〇 号)

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 〇〇〇〇〇〇
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会に記載

※貸主と上記の所有者が異なる場合は、次の欄に記載すること

所有者

氏名	〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇 棟数額 〇 円
-------	-----------------------------------

頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別)を仲介業者へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 9 月 5 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇 商号 東松山市箭弓町1丁目11番4号 代表者名 株式会社三菱不動産 住所 〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇〇〇
乙・借主 (法人の場合)	氏名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇〇〇
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂喜浩 住所 東松山市大字正代1179 TEL 0493-34-3704
連帯保証人	氏名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇〇〇
宅地建物取引業者	種類 〇 円 商号(名称) 株式会社三菱不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町1丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号
宅地建物取引士	氏名 〇〇〇〇〇〇 登録番号 〇〇〇〇〇〇 業務に従事する事務所名 株式会社三菱不動産 事務所所在地 東松山市箭弓町1丁目11番4号 TEL 0493-22-8118

※印は裏印

整理番号 170-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月28日	支出額	74,196 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃借料 R5. 3月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R5. 3月分

$(82,000 + 440) \times 90\% = 74,196$ 円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	05-02-28	10:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)
お振込明細またはご案内			
お受取人	ミツビツユー・イフツ・イー		
	ヒカツマツヤマ		
	普通 0272630		
	イセトー(カ様)		
ご依頼人	登録番号 0010		
	マツサカ ヨウヒロ様		
電話番号			
取扱番号		300129	

印紙税申告納
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

170-2

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 松坂 浩浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の債務について連帯保証契約を締結した、

名称	鳥海店舗 北		1 階
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13		
種類	店舗	家屋番号	
構造	木造		
面積	専有 12.00 ㎡ (約 12.00 坪)	その他使用可能面積 (約 ㎡)	0 ㎡
物件の所有者	XXXXXXXXXX		
使用目的	店舗		
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金 (賃料の 3 ヶ月分)	240,000 円
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	敷金 (更新時借入増し金)	0 円
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金	0 円
駐車場料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金	0 円
付随施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料	11,000 円
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	保証料	1,000 円
保証金	0 円	更新手数料	0 円
敷金・保証金の返還時期	本物件の引渡し後		
保証金の償却	建物引渡し時		
契約期間	2023年09月01日 から 2023年09月30日	この契約は、借主が解約の申出をした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。	
質料・管理費・共益費・駐車場及び雑費・付随施設料の支払方法並びに支払期限	特参込 特参先 (住所) XXXXXXXXXX (氏名)		
振込先	XXXXXXXXXX (振込金額合計 (概算料はこの見積とする)) 82,000 円		
口座名義人	株式会社 松坂浩浩		
口座番号	XXXXXXXXXX		
契約の締結	2023年09月01日		

頭書 (3)	付随施設	No.	
その	貸す	No.	No.
他の	鍵	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日	ホストボックス	
頭書 (4)	本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。		
特約事項	本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。 令和 2 年 8 月 3 日		
住 所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	賃 主・甲	借 主・乙
電 話 番 号	0493-21-1000	埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	〒 355-0044 埼玉県東松山市大島正代179
氏 名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	XXXXXXXXXX 印	松坂 浩浩
乙の連帯保証人	XXXXXXXXXX (住所) XXXXXXXXXX (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	XXXXXXXXXX (住所) XXXXXXXXXX (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印
(緊急時の連絡先)	(住所) (氏名) (電話番号)	(住所) (電話番号)	(乙との関係)
媒介業者	埼玉県知事 (1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 イセト一株式会社 中村 ツタ子	媒介業者	媒介業者
免許番号	主たる事務所 代表者	免許番号	主たる事務所 代表者
登記番号	氏名	登記番号	氏名
所在地	所在地	所在地	所在地
電 話	電 話	電 話	電 話

整理番号 **304**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年2月28日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証 無所属県民会議 久喜支部 登録番号 No. _____
 埼玉県議会議員 石川忠義様

金額									
			4	/	6	0	0	0	

但 R5. 3月分 駐車場代 2台分
 R5年 2月 28日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収入印紙

TEL [Redacted]

$16,000 \times 0.9 = 14,400$

政務活動費に使用可能な割合が 9/10であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **310**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年2月28日	支出額	65,394 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所貸借料		

領収書等貼付欄

05-02-28 送金 | *72,660 | [REDACTED] | [REDACTED]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

③事務所貸借料 ⑤石川忠義
 72,660(¥72,000家賃、¥660手数料) × 0.9 = 65,394
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という) と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201 号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30 (登記簿)			
	種類	貸店舗・事務所(一部)	家屋番号		
	面積	39.68 m ²	構造・階数	鉄骨造	2 階建
	貸主・転貸人	住所			
		氏名			
	物件の管理者	住所			
		氏名			
	電話				

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業					
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	[REDACTED]	
		氏名	石川 忠義		携帯電話	[REDACTED]	
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
		勤務先名	埼玉県議会				
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号	
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	[REDACTED]	
		合計				1 名	
	連帯保証人	フリガナ	[REDACTED]		電話番号	[REDACTED]	
		氏名	[REDACTED]		携帯電話	[REDACTED]	
		性別	男性	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込	0 円
		駐車料	0 円	消費税	0 円	税込	0 円
			0 円	消費税	0 円	税込	0 円
			0 円	消費税	0 円	税込	0 円
		月額合計					72,000 円
契約金一時金	敷金	144,000 円	礼金		0 円		
	火災保険料	39,210 円			0 円		
		0 円			0 円		
更新料	新家賃の 1 ヶ月分	更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税				
火災保険	日新火災海上保険株式会社						
契約期間	始期	2021年5月21日		から	3 年 0 ヵ月		
	終期	2024年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[REDACTED]	銀行	支店	[REDACTED] 支店		
	口座	[REDACTED]		口座番号	[REDACTED]		
	名義人	[REDACTED]					
	持参先	[REDACTED]					
	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

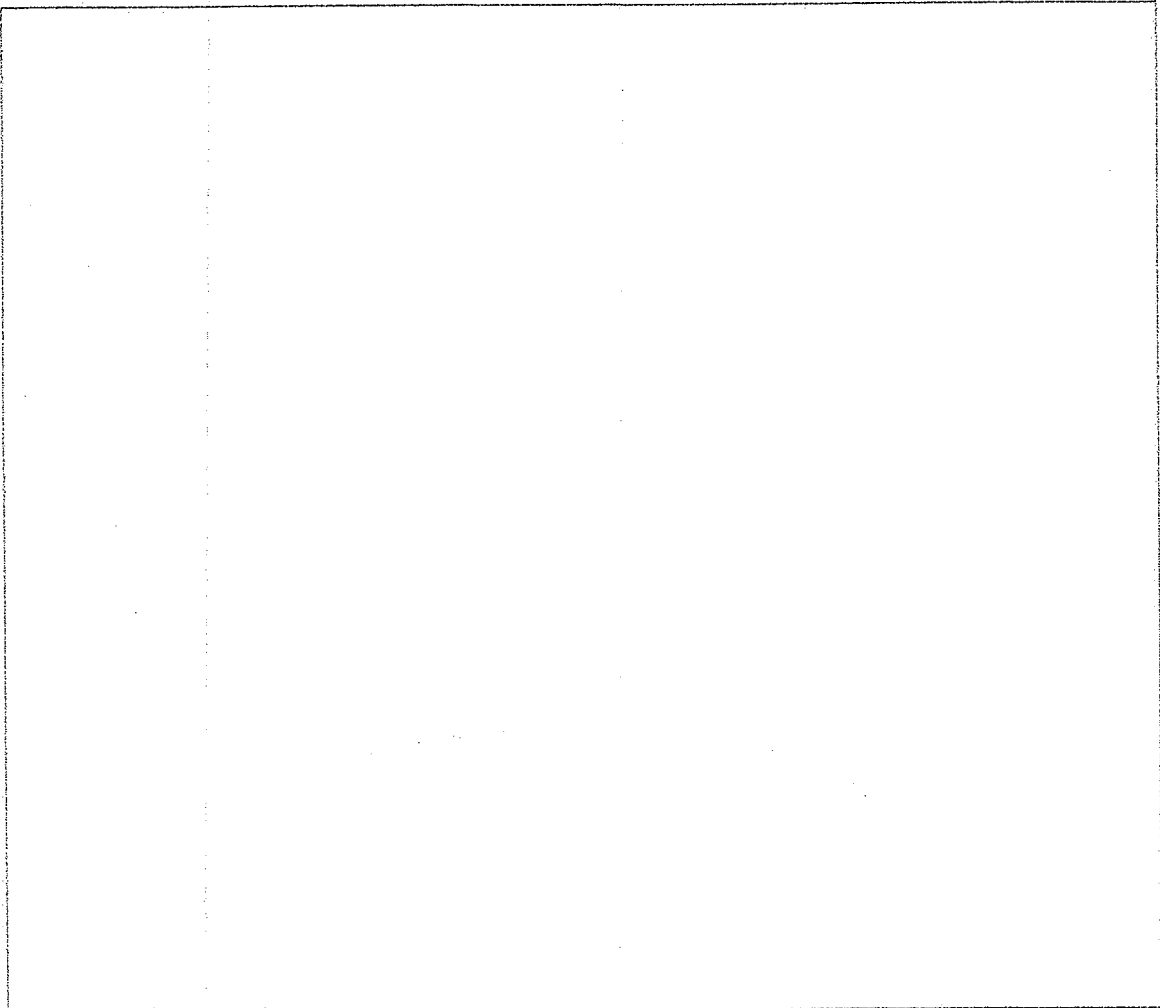
整理番号	236-1
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2023年 2月28日	支出額	46,937 円
使 途	事務所賃貸(3月分) オルテ地所開発株式会社		$[55,220 \times 85\% = 46,937]$ $50,000 + 5,000 + 220$ (税) (送料)

領収書等貼付欄	別紙参照	事務所賃貸(3月分)
----------------	------	------------



⑤ 金野桃子

覚書

貸主 [redacted] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
 名称 パークハイツ熊木
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

事業用賃貸借契約書

更新

貸主 [] (以下「甲」という。)と、借主 金野 桃子 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

ホ-87

名 称	パークハイツ熊木 1F事務所		
所 在 地	(住居表示) 戸田市本町1-21-8 (登記簿) 戸田市本町一丁目1386番地4		
構 造	鉄骨造陸屋根4階建		
種 類	貸事務所	新築年月	1990年8月11日
間 取 り	スケルトン	床 面 積	18.46㎡ (5.58坪)
賃 貸 方 法	一般借家契約		
付 属 施 設	階段下倉庫		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治事務所

頭書(3) 契約期間

期 間	2022年5月1日	～	2025年4月30日	(3 年間)	2019 年～
-----	-----------	---	------------	---------	---------

頭書(4) 賃料等

月額賃料等	賃 料	55,000 円 (内消費税相当額 5,000 円)	共 益 費	0 円 (内消費税相当額 0 円)	駐 車 場 使用料	0 円 (内消費税相当額 0 円)
	付属施設 使用料	0 円 (内消費税相当額 0 円)	月額合計 (税込)	55,000 円	支払時期 支払方法	毎月末日までに翌月分を 振込み
その他	敷 金	110,000 円 賃料の 2 ヶ月分		火 災 保 険 料	別途契約 3 年間分	円
	保 証 料	新規契約時 — 円 ※更新料: —		償 却	無し	
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数		本	本	本	本
賃料の振込先		[]				

頭書(5) 借主緊急連絡先及び入居者、駐車車両

緊急連絡先 ()	氏 名		自宅TEL		携帯TEL	
	住 所		Fax/Mail			
入 居 者 (本人)	氏 名	借主と同じ	自宅TEL	借主と同じ	携帯TEL	借主と同じ
	住 所	借主と同じ	Fax/Mail	借主と同じ		
駐車車両	メ カ	— —	車種名	—	カラー	—
					ナンバー	—

頭書(6) 貸主及び管理者

貸 主	氏 名	[]	TEL	[]
	住 所	[]		
管 理 業 者	氏 名	オルテ地所開発株式会社	TEL	048-443-1411
	住 所	埼玉県戸田市本町4-17-28		
	賃貸不動産管理業協会会員番号: 国土交通大臣(1)第4780号 / 管理担当者: [] / 賃貸不動産管理士登録番号: []			
所有者 (貸主と異なる場合)	住所	—		
	氏名	—		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックしその右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏 名	
		住 所	
		極 度 額	—
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供 する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	

整理番号 539

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年3月9日	支出額	5,330 × 2/30日 × 0.9 4,637 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	--------	-----	---

使 途	政務活動用車両駐車場代金(宮津事務所 4月分)
-----	-------------------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻	
79101	05-03-09	14:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥5,020	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には)

駐車場代金
4月分

振込金受取書

お受取人

お依頼人

ムソソツクケソミソカイキ様

電話番号 0480-93-567
取扱番号 090001

印紙税申告納付につき滞和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 岡重夫 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が所有する駐車場の指定する区画 (以下、「本件駐車場」という。)を、乙所有の自動車の駐車場として本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

(1)駐車場の表示 所在地:南埼玉郡宮代町宮代2丁目100-1 (月極駐車場No.2)

区画番号: [REDACTED] 番

(2)乙所有の自動車 車種: スズキ トヨタ トヨタ
アルファード 70リクス

登録番号: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(賃料)

第2条 賃料は、1台当たり月額5,000円 (消費税含む)とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振り込み手数料については乙の負担とする。

【振込先口座】 [REDACTED]

【口座名義人】 [REDACTED]

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和 4年 2月 1日から1年間とする。ただし、期間満了の際、甲乙の間に異議がない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第4条 乙は、本件駐車場を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(通知義務)

第5条 乙は、第1条に記載した自動車を変更するときは、甲に書面等により通知しなければならない。

(賠償責任)

第6条 乙又は乙の関係人の故意または過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動

車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故。火災・天災等による事故被害に対しては、甲は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 第4条に規定する禁止事項に違反したとき

(解約)

第9条 甲および乙は、契約期間中において、相手方に対し2か月前までに解約の通知をし、本契約を解約することができる。ただし、乙は、解約の通知に代えて2か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(定めのない事項)

第10条 全各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 / 月 27 日

住所	_____
賃貸人(甲)	
氏名	_____ ●
連絡先	_____
住所	南埼玉郡宮代町宮代3-5-17-102
賃借人(乙)	
氏名	岡 重 夫 ●
連絡先	_____ (_____)

整理番号

1no-1401

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年3月27日
支出額	49,368円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 按分率85% $79200 - 79200 \div 30日 \times 8日 = 58,080$ (按分した場合の積算方法 $58,080 \times 0.85 = 49,368円$)
使途	事務所賃借料(但し、2023.4.1 ~ 4.8使用分を除く)
支出先	リゾン

上記のとおり支出しました。

支出者名

井上航



[普通] 建物賃貸借契約書 (事業用)

ino-140-2

賃貸人 [] (以下、「甲」といいます。) と賃借人 井上 航 (以下、「乙」といいます。) は、【押印欄】記載の宅地建物取引業者の媒介により、下記【標記】Aに記載する賃貸借の目的物件 (以下、「本物件」といいます。) について、裏面に記載する建物賃貸借契約約款の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または捺印・押印のうえ、各1通を保有します。

【 標 記 】

A 本物件の表示

名 所	アントワープ			号 室	401号		
所在地 (住居表示)	〒 351-0112 埼玉県和光市山台一丁目10番18号			構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階	専有面積	26.7㎡
駐車場番号①	車種/ナンバー	/	駐車場番号②	車種/ナンバー	/		
駐車場番号③	車種/ナンバー	/	駐車場番号④	車種/ナンバー	/		
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	防犯登録番号	/		

B 賃貸借契約条件

事業目的・内容	事務所		
契 約 期 間	2021年9月25日から2023年9月24日まで (2年間)		更新書類の有無 (有)
1ヶ月未満の 賃 料 計 算	入居時：日割計算 (老円未満切捨)	退去時：日割計算 (老円未満切捨)	日割計算の場合の1ヶ月の日数は実日数で計算。
更 新 料 (貸室・駐車場)	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税
①賃借人による 解約予告期限	解約の6か月前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	申入れから6か月分相当額を支払う

C 賃料・賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込となります。

【月額費用】			【契約一時金】		
項 目	金額 (税込)	うち消費税	項 目	金額 (税込)	うち消費税
賃 料	68,200 円	6,200 円	敷金・保証金	124,000 円	0 円
共 益 費	11,000 円	1,000 円			

D 支払いに関する事項

支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込み	支払期日	翌月分を毎月 27 日まで
振込先口座	<金融機関名> [] <賃料等受取人名義> []	<支店名・支所名> [] <預金種別> []	[] <口座番号> []

E 鍵に関する事項

1	メーカー名	鍵番号	本数	2	メーカー名	鍵番号	本数
	[]		[]		[]		[]

整理番号 555

政務活動費 領収書等貼付用紙

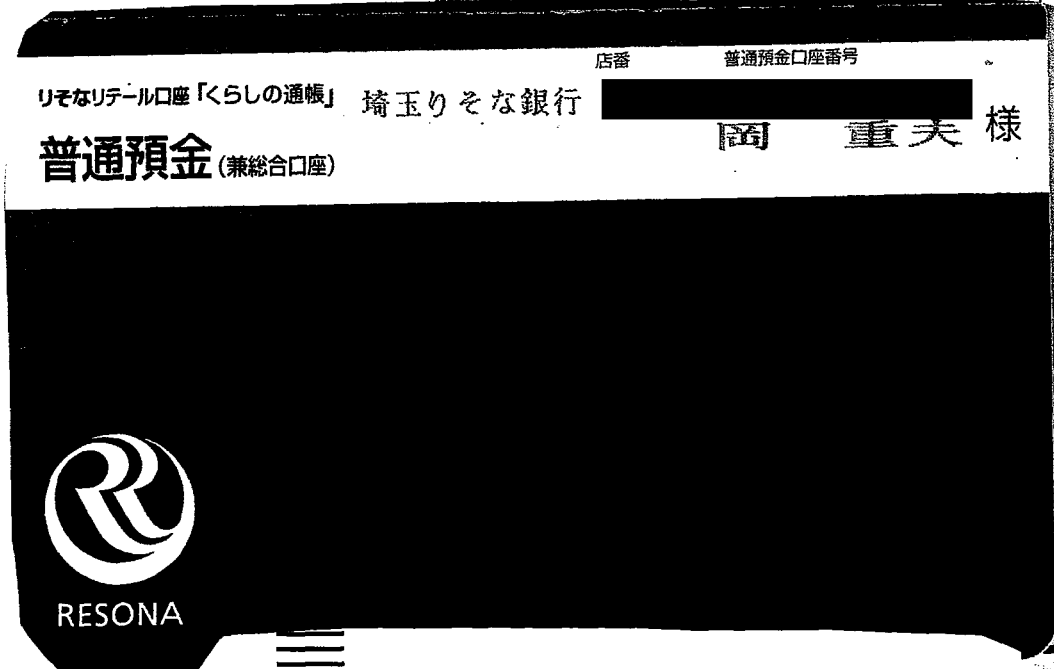
経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月7日	支出額	$57,330 \times \frac{29}{30} \times 0.85$ 47,106 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 (宮代事務所)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

。事務所家賃(宮代事務所)



リソナリテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行

普通預金 (兼総合口座)

岡 重夫 様

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差
05-03-27	振替	*57,330	SMBC(ヤフコセ)	

※ 領収書等には、①年月日(うな記載)、④発行者、⑤
 ※ 按分した場合は、積算

事業用賃貸借契約書(事務所)

385-0823

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ		102号室
	所在地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号		
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年11月
面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)			
附 属 施 設	✓			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用

頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	✓		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	✓		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー(株) 連帯保証人無プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13-13 TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
	会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に参加するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに参加する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーテーション一部撤去費やコンセント増設工

事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。

- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
- ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
- ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
- ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
- ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合があり、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
- ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
- ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
- ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
- ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
- ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
- ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
- ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
- ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
- ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主・甲	〒344-0061 [Redacted]	
	氏名 [Redacted]	
借主・乙	〒349-0217 埼玉県白岡市小久喜625-1 10-9 211 白岡 B棟-206	
	氏名 岡 重夫	TEL 0480-93-5671 携帯 [Redacted]
保証会社	㈱日本セーフティーの保証システムを利用する。	
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [Redacted]	
	氏名 [Redacted]	続柄 [Redacted] TEL [Redacted] 携帯: [Redacted]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴木ホーム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話	048-754-7111	電話	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 556

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月27日	支出額	<p style="text-align: right;">5,000 × 29/30 × 0.9 = 4,350 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
-------	---------	-----	--

使 途	政務活動用車両駐車場付金 (白岡事務所)
-----	----------------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番 口座番号

[Redacted]

無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

[Redacted]

・政務活動用車両駐車場付金
 ・バフコ全体管理組合



17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	05-03-27 振替
24	*5,000 SMBC(カリエト)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③記号、④発行日、⑤発行所、⑥住所、⑦支店名、⑧口座番号、⑨振替先、⑩振替種別、⑪振替手数料、⑫振替日、⑬振替時刻、⑭振替時刻の種別、⑮振替時刻の種別により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する~~念書~~を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規定で定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに应ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日~~から~~2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

以上

整理番号

236

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年3月27日	支出額	149,468 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃・4月分 (事務所費166000+75(振込料)×90%=149468)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃
振込先 (株)横田ハウジング
埼玉縣信用金庫 深谷支店 70800031
振込人名義 エハラクミコ

振込日	2023/03/27
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	埼玉縣信用金庫
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0800031
お受取人名	カ) ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
※ 手数料	75 円
※	出されたか分かるように補記すること。

賃貸借契約書(更新)

令和 4 年 3 月 7 日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
 賃借人 (乙) 江原 久美子
 連帯保証人 (丙)
 敷金 450,000 円 更新料 1ヶ月 更新事務手数料 _____
 新契約期間 令和 4年 4月16日から 令和 7年 4月15日迄
 新家賃 138,888円+税 共益費 2,777円+税
 駐車場 4,629円+税 駐車場2台目 4,629円+税 水道代 _____
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成31年 4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8
 氏 名 株式会社横田ハウジング
下記と異なる場合は訂正後、ご記入ください。連絡先はご記入ください。

賃借人(乙) 住 所 Y's Precious I 101号室 連絡先携帯番号 _____
 氏 名 江原 久美子
連帯保証人欄は本人直筆でご記入ください。

連帯保証人(丙) 住 所 _____ 連絡先TEL _____
 氏 名 _____ 印

※賃料振込先※

口座番号NO. _____

埼玉県深谷市西島
5丁目8番17号

Y's Precious I 101

江原 久美子 様

(株)横田ハウジング

〒366-0052

埼玉県深谷市上柴町西4-8-8

代表取締役 横田 政弘

TEL 048-575-0333

FAX 048-575-0330

【更新通知書兼請求書(個人契約)】

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております賃貸借契約の契約満了日が近づいて参りました。

令和4年4月15日までにお手続き頂きますようお願い申し上げます。

同封の賃貸借契約書(更新)と更新時内容確認書にご記入・ご捺印の上、請求書、ご印鑑と一緒にご持参下さい。

連帯保証人様のご印鑑は実印でお願い申し上げます。

物件名	Y's Precious I	101号室
契約満了日	令和4年4月15日	
新契約期間	令和4年4月16日 ~ 令和7年4月15日	3年間

更新時費用等	項目	金額	消費税
	更新料	138,888円	13,888円
	家財保険料	28,000円	-
		-	-
		-	-
	小計①	166,888円	13,888円

更新時費用総額

180,776円

契約内容	項目	現在の契約内容		更新後の契約内容	
		金額	消費税	金額	消費税
	賃貸料	138,888円	13,888円	138,888円	13,888円
	共益費	2,777円	277円	2,777円	277円
	駐車料	4,629円	462円	4,629円	462円
	駐車料 2台目	4,629円	462円	4,629円	462円
	値引き	-	-12円	-	-12円
	合計	166,000円	-	166,000円	-

【更新料振込先】

※なお、退出なさる場合は、お申し出から1ヶ月分の賃料が発生しますのでご了承ください。

※連帯保証人様を変更なさる場合は、保証人様の印鑑証明を1通ご用意下さい。

※解約日が更新満了を過ぎる場合は、日数にかかわらず更新料が発生致します。

【定休日】 毎週水曜日 第1・第3木曜日

【営業時間】 9:30~18:30

2023年4月15日

領収書No. 43842023040001

〒335-0023
埼玉県戸田市本町1-21-8
無所属県民会議戸田支部

(管理受託業務) 株式会社 東急コミュニティー
〒158-8509
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
世田谷区エスエスビルアタワー

こんの 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
川口センタービル2階

[Redacted]

金野 桃子 様

株式会社 東急コミュニティー
第一事業部(マンション)
北関東支店 営業チームA

領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2023/03/27	[Redacted]	2023/04	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
住所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階					
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームA TEL 0120-011-109 担当者 [Redacted]					
備考							

【注意】
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤収入印紙

No.

自動車駐車契約書

[] (以下「甲」という。)と [] (以下「乙」という。)とは、
 []敷地内駐車場内に甲の指定する自動車(以下「登録自動車」という。)を駐車するため [] 駐車場運
 営細則(以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号 []
 車両所有者名 [] 桃子
 車両使用者名 [] 桃子
 駐車区画 []

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内(全長・全幅・全高・総重量)で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条(契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条(駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条(使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、
 [] 管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条(甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

[Redacted Signature Area]

[Redacted Signature Area]

[Redacted Signature Area]

整理番号 256-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年3月27日
支出額	10,193 円 (按分した場合の積算方法 $13,590 \times 75\% = 10,193$)
使 途	来客用駐車場代(3月分)
支 出 先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ビューテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	敷金_駐車場				¥15,000	駐車場
契約期間	2022年04月01日 から 2023年03月31日 まで					
更新料	なし			更新事務手数料	なし	
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

■ 駐車対象車両

車種	トヨタ カローラ	色	白
登録ナンバー	[REDACTED]		

契約締結日 2022 年 04 月 01 日

賃貸人(甲)	氏名	[REDACTED]	印鑑不要
	住所	[REDACTED]	
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 桃子	●
	住所	戸田市 本町 1-21-8-1F	
	電話番号	048-230-5358	
連帯保証人 (丙)	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		
	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 借借人につき2020年4月1日より [] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧借借人である [] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 借借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本借借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約においては、解約時原状回復費用算出の際、
契約期間は [] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧借借人である金野桃子及び [] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

以下余白

駐車場

CB020020140C

EPOS ご利用代金明細書

桃子 様

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成日	2023年03月05日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

MARUI GROUP
株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2
登録番号 関東財務局長 第01386号
お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)
東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

■今回のご請求額

お支払日	2023年03月27日
お支払金額合計	13,590円

<口座引落としの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお願います。

カード種類	エポスカードVISA
金融機関名	埼玉りそな銀行
支店名	
口座番号	
口座名義	ムシヨソケンミンカイギ ト 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。
※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日：03月20日】
※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用先など マルイご利用分は購入時の代表店を表示しています	ご利用用途		今回のお支払明細		残高	リボ 分割	備考
		ご利用金額	回数	お支払金額	お支払回数			
	<その他ご利用分・手数料等>							
	3月分保証料	390	1回	390	1			

今回のお支払合計金額(円)	13,590円
---------------	---------

・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに到着した売上表および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
【摘要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)
※為替相場により、現地通貨額・通貨レートを表示できない場合もございます。
【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)
▽=バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

整理番号 164

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和5年3月28日	支出額	46787 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃料 (令和5年 3月分)
-----	------------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

※ 谷川選挙事務所より使用のため

94,798円31 = 3058

3058 × 17 = 51986

51986円31

政務活動に使用する割合が

90%であるため

51986 × 0.9 = 46787

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金(兼お借入明細)

摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(-の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
[REDACTED]			
05-03-28 振替	*94,798	RKS(子リョウト)	*
[REDACTED]			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができ
 きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
 り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人 八子 朋弘

整理番号	152
------	-----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2023年3月28日
支出額	67,173 円
	(按分した場合の積算方法 $74,637 \times 90\% = 67,173$)
使 途	事務所家賃(4月分として)
支 出 先	(有)シゲノ

補記: 3/31 無投票当選のため、4/1~4月分事務的家賃を政務活動費として報告

上記のとおり支出しました。

支出者名 平松大佑

更新合意契約書 (1)

有限会社 シゲノ (以下「甲」という)と 平松 大佑 (以下「乙」という)との間に
締結した物件表示の賃貸借契約書(以下「原契約」という)に関し、次の通り更新合意書を締結する。

物件 詳細	物件名	野島マンション		103	号室
	所在地	〒 352-0034	埼玉県新座市野寺2-8-48		
	貸主	有限会社 シゲノ	TEL	042-479-6414	
	構造	RC	3	階建	

第一条 原契約に基づく月額賃料を 令和 3 年 5 月 1 日
から以下の通り変更する。

契約期間					
開始日	令和	3 年	5 月	1 日	～
満了日	令和	5 年	4 月	30 日	まで

月 額 賃 料	家賃	54,500	円	町内会		円
	消費税	5,450	円	その他		円
	駐車場	14,687	円	その他		円
	水道料		円	合計	74,637	円

第2条 入居者は原契約とおりとする。

第3条 本合意書に定めのない事項は、原契約とおりとする。

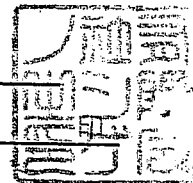
第4条 更新料は新賃料の一ヶ月分とする。

以上、この合意書を証するため本書3通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

令和 3 年 4 月 15 日 記入

甲 住所 埼玉県新座市野寺2-8-48

氏名 有限会社 シゲノ



乙 住所

氏名 平松大佑

TEL

仲介人 〒203-0014 東京都東久留米市東本町13-14
みなみかぜ
東京都知事(1)第101223号
TEL 042-420-4622 FAX 042-420-4623



整理番号 **334**

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	← 年 3月 8日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	馬主車料金(事務所用)
----	-------------

領収書等貼付欄

駐車券↑
 タイムズ24株式会社
 久喜駅西口第2
 駐車場
 0120-70-8924

23-03-28 **1-0020**
09:22
 精算03-28 **14:57**
 駐車時間 5時間35分
 駐車料金 400円
 割引 0円
領収書
 前払 0円
 現金 400円
 釣銭 0円
 NO. 166549

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。
 金が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。)

$400 \times 0.9 = 360$

政務活動に使用の割引率pr

9/10であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **338**


政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年3月28日	支出額	360. 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄



タイムズ24株式会社
久喜駅西口第2
駐車場
0120-70-8924

23-03-28 1-0021
09:22

精算03-28 15:18
5時間56分
駐車時間 400円
駐車料金 0円
割引 0円

前払現金 0円
釣銭 400円
NO. 166551

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 号(枝番)を付すこと。)

400 × 0.9 = 360

政務活動に使用可割引あり

9/102"あるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **339**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月8日	支出額	65,394 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所貸借料		

領収書等貼付欄

05-03-28 送金 | *72,660 [REDACTED] | [REDACTED]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

③事務所貸借料 ⑤石川忠義

72,660(¥72,000家賃、¥660手数料) × 0.9 = 65,394

政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という) と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の 目的物の 表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201 号室	
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30	家屋番号			
	種類	貸店舗・事務所(一部)	構造・階数	鉄骨造	2 階建	
	面積	39.68 m ²	間取			
	貸主・ 転貸人	住所 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]			
	物件の 管理者	住所 〒 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	電話 [REDACTED]		

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業					
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	[REDACTED]	
		氏名	石川 忠義		携帯電話	[REDACTED]	
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
		勤務先名	埼玉県議会				
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号	
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	[REDACTED]	
		合計				1 名	
	連帯 保証人	フリガナ	[REDACTED]		電話番号	[REDACTED]	
		氏名	[REDACTED]		携帯電話	[REDACTED]	
		性別	男性	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]
	月 額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円
共益費		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
駐車料		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
月額合計					72,000 円		
契約金・ 一時金	敷金	144,000 円		礼金	0 円		
	火災保険料	39,210 円			0 円		
		0 円			0 円		
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社						
契約 期間	始期	2021年5月21日		から	3 年 0 ヶ月		
	終期	2024年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、 管理・共益費等、 及び駐車料等の 支払方法並びに 支払期限	金融機関	[REDACTED]		銀行	支店	[REDACTED] 支店	
		口座			口座番号 [REDACTED]		
		名義人 [REDACTED]					
		持参先 [REDACTED]					
	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

整理番号

257-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年 3月28日	支出額	46,937円
-------	----------------	-----	---------

使途	事務所賃貸(4月分) オルテ地所開発株式会社	[55,220×85%=46,937] 50,000 + 5,000 + 220 (税) (手数料)
----	---------------------------	--

領収書等貼付欄

別紙参照

事務所賃貸(4月分)

⑤ 金野桃子

覚書

貸主 [] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
名称 パークハイツ熊木
号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 []

氏名 []

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

事業用賃貸借契約書

更新

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と、借主 金野 桃子 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	パークハイツ熊木 1F事務所		
所 在 地	(住居表示) 戸田市本町1-21-8	(登記簿) 戸田市本町一丁目1386番地4	
構 造	鉄骨造陸屋根4階建		
種 類	貸事務所	新築年月	1990年8月11日
間 取 り	スケルトン	床 面 積	18.46㎡ (5.58坪)
賃 貸 方 法	一般借家契約		
付 属 施 設	階段下倉庫		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治事務所

頭書(3) 契約期間

期 間	2022年5月1日	～	2025年4月30日	(3 年間)	2019 年～
-----	-----------	---	------------	---------	---------

頭書(4) 賃料等

月額賃料等	賃 料	55,000 円 (内消費税相当額 5,000 円)	共 益 費	0 円 (内消費税相当額 0 円)	駐 車 場 使用料	0 円 (内消費税相当額 0 円)
	付属施設 使用料	0 円 (内消費税相当額 0 円)	月額合計 (税込)	55,000 円	支払時期 支払方法	毎月末日までに翌月分を 振込み
その他	敷 金	110,000 円 賃料の 2 カ月分		円	火 災 保 険 料	別途契約 円 3 年間分
	保 証 料	新規契約時 一 円 ※更新料: 一		円	償 却	無し
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数		本		本	本
賃料の振込先						

頭書(5) 借主緊急連絡先及び入居者、駐車車両

緊急連絡先 ()	氏 名		自宅TEL		携帯TEL	
	住 所		Fax/Mail			
入 居 者 (本人)	氏 名	借主と同じ	自宅TEL	借主と同じ	携帯TEL	借主と同じ
	住 所	借主と同じ	Fax/Mail		借主と同じ	
駐 車 車 両	メ ー カ	—	車 種 名	—	カ ラ ー	—
					ナ ン バ ー	—

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏 名	XXXXXXXXXX	TEL	XXXXXXXXXX
	住 所	XXXXXXXXXX		
管 理 業 者	氏 名	オルテ地所開発株式会社	TEL	048-443-1411
	住 所	埼玉県戸田市本町4-17-28		
	賃貸不動産管理業協会会員番号: 国土交通大臣(1)第4780号 / 管理担当者: XXXXXXXXXX / 賃貸不動産管理士登録番号: XXXXXXXXXX			
所 有 者 (貸主と異なる場合)	住 所	—		
	氏 名	—		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックしその右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏 名	
		住 所	
		極度額	—
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供	家賃債務保証業者名	
	<input type="checkbox"/> 保証	主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	

整理番号 563

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5年 3月 30日
支 出 額	<p>55,873 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $6,8000 \times \frac{29}{300} \times 0.85$)</p>
使 途	事務所家賃(白岡事務所)
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 関 重夫 (印) 印

第5回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	ヶ月	敷金
	68,000 円也	136,000 円也 (無利息の約定)

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議
白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃借料を
以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2022 年9月 1 日より 2025 年8月 31 日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に 関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条(第5条・第6条)の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。
- 第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は 完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還する こと。

第10条 (特約条項)

- ・ 家賃振込先: XXXXXXXXXX
- ・ 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- ・ 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ・ ガスは乙側の業者とする。
- ・ 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- ・ 更新時には、新家賃の 1/2 ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2022年8月10日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印)

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1

氏名 無所属県民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所

氏名 (印)

仲介人 住所 〒349-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

氏名 有限会社 田口住宅 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 (印)

取引主任者 登録番号 [REDACTED] (印)

整理番号 **335**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	R5年3月0日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代		
領収書等貼付欄			

領 収 証

No. _____
登録番号 _____

無所属県民会議 久喜支部
埼玉県議会議員 石川忠義様

金額									
									416000

但 R5. 4月分 駐車場代 2台分
R5年 3月 30日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額 (税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額 (税抜・税込)
%	消費税額等



TEL [Redacted]

$$16,000 \times 0.9 = 14,400$$

政務活動費に使用する場合、9/10である。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **343**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年3月30日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車料金 (事務所用)		

領収書等貼付欄

駐車券↑
タイムズ24株式会社
 久喜駅西口第2
 駐車場
 0120-70-8924

23-03-30 **1-00:15**
 09:12
 精算03-30 **10:44**
 駐車時間 1時間32分
 駐車料金 400円
 割引 0円
領収書
 前払現金 0円
 現金 400円
 釣銭 0円
 NO. 166649

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。

400 × 0.9 = 360
 政務活動に使用可算り合
 9/10があるため。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 18/-/

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月31日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R5. 4月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R5. 4月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円
 政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	***
取扱店	お取引日	時刻
40476	05-03-31	15:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
お振込明細またはご案内		電信
お受取人		
サイトマリツナ		
ヒカ`ツマツヤマ		
普通 4502906		
カ)サンアイト`ウサン様		
登録番号 0003		
マツサ`カ ヨツヒロ様		
ご依頼人		印紙税申告納
電話番号 ██████████		付につき浦和
取扱番号 310040		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書 (第4回更新)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	東松山市箭弓町1丁目5251-1
	名称	箭弓町第一駐車場
	指定場所 No.	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
トヨタ 777	[]

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 11,000 円(内消費税 1,000 円)
敷金	金 10,800 円(継続)
支払期限	毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法

1. 口座振替
口座番号: [] No. []

2. 振込み
口座名義人: []
TEL: []

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町1丁目11番4号	TEL. 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	

賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[]
	住所	[]

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	[]
	住所	[]
	権度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別)を仲介業者へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料はこの負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 9 月 5 日

《代理人》

甲・貸主	氏名	[]	株式会社三愛不動産
	住所	[]	東松山市箭弓町1丁目11番4号
	商号	[]	TEL. []
乙・借主 (法人の場合)	代表者名	[]	印
	住所	[]	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	松坂喜浩	TEL. 0493-34-3704
	住所	東松山市大宮正代119	
	氏名	[]	印
丙 連帯保証人	住所	[]	TEL. []
	権度額	円	
宅地建物 取引業者	商号(名称)	株式会社三愛不動産	代表者 代表取締役 水谷幸太郎
	事務所所在地・TEL.	東松山市箭弓町1丁目11番4号	0493-22-8118
	免許証番号	埼玉県知事 (6) 第 17553 号	
宅地建物 取引主	氏名	[]	登録番号 [] 号
	業務に従事する事務所名	株式会社三愛不動産	東松山市箭弓町1丁目11番4号
	事務所所在地	東松山市箭弓町1丁目11番4号	0493-22-8118

※印は英印

整理番号 182- /

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月31日	支出額	14,400 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	駐車場料 R5.4月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R5.4月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	██████████
取扱店	お取引日	時刻
40476	05-03-31	15:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人

電話番号 ██████████

取扱番号 310003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

預り金
8万円以上
(借主保管
用印付)
200円印紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 [] 号

車種プレートナンバー

(うち消費税 円也)

賃料 壹ヶ月 金 ¥ 8,000.- 円也
金 金 円也(無利息の約定)

本証をもって預り証とする。別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。**解約の申し入れがない場合は自動的に契約更新とする**
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃貸借の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

支払 銀行振込

銀行名 []
名義人 []
口座番号 []

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 [] 氏名 [] 電話番号 []

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜造

仲介人 住所 [] 氏名 []

取引主任者 氏名 [] 登録番号 []

整理番号 183- /

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月31日	支出額	74,196 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃借料 R5. 4月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R5. 4月分

$(82,000 + 440) \times 90\% = 74,196\text{円}$

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	05-03-31	15:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 黄)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
ミツビツユー・イツ・エイ
ヒカツマツヤマ
普通 0272630
イセト- (カ様
登録番号 0010
マツサカ ヨツヒロ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300339

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

183-2

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主: [] (以下「甲」という)と借主: 松坂 喜浩 (以下「乙」という)と借主「松坂 喜浩」は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の債務について連帯保証契約を締結した。 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙

名称	鳥海店舗 北		階建	1 階	
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13				
種別	店舗	家賃番号			
構造	木造				
面積	専有	m ² (約)	12.00 (坪)	その他使用可能な面積 (約) m ² (坪)	
	バルコニー	m ² (約)			
物件の所有者	(住所)	[]			
	(氏名)	[]			
使用目的	賃料	月額	80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金の (賃料の (金額) 3 ヶ月分) 240,000 円	
	管理費	月額	2,000 円(うち消費税 0 円)		
	共益費	月額	0 円(うち消費税 0 円)		
	駐車料	月額	0 円(うち消費税 0 円)		
	付随施設料	月額	0 円(うち消費税 0 円)		
	雑費	月額	0 円(うち消費税 0 円)		
	保険料	月額	0 円(うち消費税 0 円)		
	保証金	総額	0 円	更新手数料	更新料の (金額) 1 ヶ月分
	敷金・保証金の返還時期	63.3月(当分)	0 円	更新手数料	(総額) 11,000 円 (うち消費税) 1,000 円
	保証金の償却	本物件の引渡し後		保証料	
借主	契約期間	2024年09月01日 から 2025年09月30日	この期間満了後、借主が解約の意思表示をした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。		
	借主の解約権	賃料・管理費・共益費・駐車場料及び・雑費・付随施設料の支払方法並びに支払期限			
	借主の権利	持参先	特参先	(住所) [] (氏名) []	
保証人	保証人	[]	株式会社 株式会社 (振込料はこの負担とする)		
	保証人	[]	82,000 円		
借主	借主	[]	株式会社 株式会社		
借主	借主	[]	株式会社 株式会社		

頭書 (3)	付属施設	No.	No.
	貸す	No.	No.
	その	No.	No.
	他の	ポストボックス	
・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。			

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	貸主・甲	〒 355-0044 埼玉県東松山市大島正代1779
電話番号	0493-21-1000	借主・乙	
氏名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	松坂 喜浩	
乙の連帯保証人	[]	[]	

緊急時の連絡先	(住所) [] (氏名) [] (電話番号) []	媒介業者	(住所) [] (電話番号) []
免許番号	埼玉県知事(1)第23789号	媒介業者	埼玉県知事(1)第23789号
主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15
商号	イセト一株式会社	商号	イセト一株式会社
代表者	中村 ツタ子	代表者	中村 ツタ子
登記番号	[]	登記番号	[]
氏名	[]	氏名	[]
事務所所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	事務所所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15
電話	0493-21-1000	電話	0493-21-1000